

建設工事請負契約書（案）

収 入
印 紙

1. 工 事 名 匠瑳消防署野栄分署庁舎大規模改修工事
2. 工 事 場 所 千葉県匠瑳市今泉6521番地8
匠瑳市横芝光町消防組合 匠瑳消防署野栄分署
3. 工 期 自 令和 年 月 日（議決日の翌日）
至 令和8年8月31日
4. 請 負 代 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）
5. 契 約 保 証 金 請負代金額の1/10以上

6. 解体工事に要する費用等

この工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、「匠瑳市横芝光町消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和45年条例13号）により匠瑳市横芝光町消防組合議会の可決を得たとき効力を生ずるものとする。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責めを負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 千葉県匠瑳市八日市場ホ715番地
発注者 匠瑳市横芝光町消防組合
氏 名 組合長 宮内 康幸

住 所
受注者
氏 名